

秋田県産業労働部特定外部資金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県産業労働部が所管する試験研究機関（以下「研究機関」という。）が、交付者の定める規程により県の歳入予算に計上することができない科学研究費補助金等外部資金（以下「特定外部資金」という。）の積極的活用にあたって、研究機関及び当該研究機関に所属する職員（以下「職員」という。）の適正な業務遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定外部資金)

第2条 研究機関及び職員が活用できる特定外部資金は、次の各号のいずれかに該当するものに限るものとする。

- (1) 科学研究費補助金
- (2) 産業技術研究助成事業
- (3) 前二号に掲げるものの他、活用することが適当と認められる特定外部資金

(総則)

第3条 特定外部資金に係る取り扱いについては、この要綱に定めるものの他、応募する特定外部資金に係る取扱規程その他関係する法令等に従い、適正に業務遂行するものとする。

(応募)

第4条 職員は、特定外部資金に応募しようとする場合には、他の業務に支障を及ぼさない範囲において、自発的に研究計画書を作成するとともに、事前に研究機関の長の承認を得なければならない。

- 2 研究機関の長は、前項の応募がこの要綱に従って適正である場合は承認し、産業労働部長に報告するものとする。
- 3 研究機関の長は、第2条第3号に規定する特定外部資金を承認しようとする場合は、事前に産業労働部長に合議するものとする。
- 4 前項の合議にかかる選考基準に関し、必要な事項は別に定める。

(業務)

第5条 職員は、特定外部資金を活用して研究を進める場合は、所属する研究機関の長の指揮命令の下、関係規定に則り、適正に業務を遂行しなければならない。

- 2 特定外部資金に係る経理事務その他手続に関する事務については、関係規定に則り研究機関が適正に行うものとする。

(報告)

第6条 職員は、特定外部資金に係る取扱規程に従って当該研究に関する実績報告書及び成果報告書を作成し交付者に提出したときは、速やかに当該報告書の写しを研究機関の長に提出しなければならない。

2 研究機関の長は、前項の規定により報告書の写しの提出を受けたときは、当該報告書の写しを産業労働部長に提出するものとする。

(検査)

第7条 産業労働部長は、研究機関に対し、特定外部資金の使用状況、研究機関の管理・監査の実施状況等を把握するため、必要に応じて検査を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。